⑵　家畜防疫員は、臨床検査の結果、１の①及び②に掲げる異状を確認した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の剖検を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、剖検を行う。その際、次の措置を講ずる。なお、当該異状が口蹄疫防疫指針第３の２の⑶に規定する特定症状に該当する場合があることに留意する。

①　当該死体を十分に消毒する。

②　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑶　都道府県畜産主務課は、⑵により剖検を行う旨の連絡を受けた場合には、異常家畜の写真、臨床検査の結果及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

３　検体の送付

⑴　都道府県は、血液、眼瞼（けん）ぬぐい液並びに死亡家畜の脾（ひ）臓及びリンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。

⑵　都道府県は、⑴により検体の送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

①　飼養家畜の過去28日間の移動履歴

②　当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲

ア　獣医師、人工授精師及び削蹄師

イ　家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両

③　堆肥の出荷先

⑶　都道府県は、⑴により検体の送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。

①　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第32条第１項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア　生きた家畜

イ　生乳

ウ　採取された精液及び受精卵

エ　家畜の死体

オ　敷料、飼料、排せつ物等

カ　家畜飼養器具

②　当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③　当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

４　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、３により検体を動物衛生研究所に送付した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

⑴　当該農場における畜舎等の配置の把握

⑵　周辺農場における家畜の飼養状況の整理

⑶　家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保

⑷　患畜又は疑似患畜の死体の埋却地、焼却施設又は化製処理施設の確保

⑸　消毒ポイントの設置場所の検討

⑹　当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

５　その他

２から４までの措置は、家畜の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

第４　病性の判定

１　病性の判定方法

⑴　農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

①　病変部位の写真、疫学情報及び動物衛生研究所が行う次の検査の結果に基づき、専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、牛疫の発生が続発しており、病変部位の写真から牛疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

ア　遺伝子検査

イ　血清抗体検査

ウ　ＥＬＩＳＡ法による抗原検査

②　①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行うウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

⑵　病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

２　患畜及び疑似患畜

病性判定の結果等に基づき、次の家畜を患畜又は疑似患畜とする。

⑴　患畜

①　ウイルス分離検査により、牛疫ウイルスが分離された家畜

②　牛疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により牛疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜

③　牛疫に特有の臨床症状が明確であり、ＥＬＩＳＡ法による抗原検査により牛疫ウイルスの抗原が検出された家畜

⑵　疑似患畜

①　患畜が確認された農場で飼養されている家畜

②　牛疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により牛疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

③　発生が続発している場合において、牛疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

④　患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家畜

⑤　疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜

⑥　疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って10日目の日前に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第５　病性判定時の措置

口蹄疫防疫指針第５を準用する。

第６　発生農場における防疫措置（法第16条・第21条・第23条・第25条）

口蹄疫防疫指針第６を準用する。

第７　通行の制限（法第15条）

口蹄疫防疫指針第７を準用する。

第８　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

１　移動制限区域及び搬出制限区域の設定

口蹄疫防疫指針第８の１を準用する。

２　移動制限区域及び搬出制限区域の変更

口蹄疫防疫指針第８の２を準用する。

３　移動制限区域及び搬出制限区域の解除

家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）及び家畜等の搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）は、次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。

⑴　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後17日が経過した後に実施する第11の２の⑵の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

⑵　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

４　移動制限区域及び搬出制限区域の対象

口蹄疫防疫指針第８の４を準用する。

５　移動制限区域及び搬出制限区域の対象外

口蹄疫防疫指針第８の５を準用する。

第９　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

口蹄疫防疫指針第９を準用する。

第10　消毒ポイントの設置（法第28条の２）

口蹄疫防疫指針第10を準用する。